

市第49号議案

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法の」を「法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）の」に改め、同条第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「対し」の次に「、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」を加え、「、利用者の負担」を削る。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子

ども」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 9 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 13 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わないときは、教育

- ・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育
- ・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項及び第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副

食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども 又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者の負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書並びに第24条（見出しを含む。）から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号中「に規定する提供した特定教育・保育に

係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「とする」を「と、第13条第 2 項中「法第27条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第28条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「第13条第 4 項第 3 号中「除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「」を「「法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第 2 項中「法第27条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第28条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「

及び特別利用教育を受ける者を」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者の負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第 3 項第 1 号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第 3 項から第 6 項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者の負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第 1 項及び第 2 項ただし書中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第 2 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第 1 項中「施設型給付費（特例施設型給付費）」とあるのは「地域型保育給付費（特例地域型保育給付費）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもにつ



いて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第39条第2項及び第3項並びに第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども

の数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同項第3号」と、第40条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第2号又は第3号」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」に改める。

附則第2項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」に、「当該特定教育・保育施設」と、「とし」とあるのは「を」と、「とする。）をいう」とあるのは「をいう」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）

から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受け  
る者を除く。以下この項において同じ。）」に改める。

附則中第 4 項及び第 5 項を削り、第 6 項を第 4 項とし、第 7 項を  
第 5 項とする。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

幼児教育・保育の無償化に伴い、関係規定の整備を図るため、横  
浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関  
する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運  
営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法及び子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以  
法の  
下「令」という。）の例による。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

(5) 法定代理受領 法第 27 条第 5 項（法第 28 条第 4 項において準  
用する場合を含む。）又は法第 29 条第 5 項（法第 30 条第 4 項に  
おいて準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を  
含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育又は特定地域型保  
育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代  
支給認定保護者  
わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領する  
ことをいう。

（第 6 号及び第 7 号省略）

（特定教育・保育施設等の一般原則等）

第 3 条 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切であり、かつ、子  
かつ適切な  
どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容  
及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うこと  
により、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等  
しく確保されることを目指すものでなければならない。

（第 2 項から第 5 項まで省略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第 5 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定支給認定保護者  
保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項、第 20 条の運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

（第 2 項から第 6 項まで省略）

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第 6 条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども  
もの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用し

ている同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

4 前 2 項の特定教育・保育施設は、これらの規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第 7 条 (第 1 項省略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められ

た場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する  
支給認定保護者  
支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受  
支給認定保護者  
けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平  
成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）によっ  
に規定する  
て、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該  
支給認定の有無、支給認定子ども  
当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、  
教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものと  
支給認定の有効期間  
する。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）  
支給認定

第 9 条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていな  
支給認定  
い保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を  
踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要  
支給認定  
な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申  
支給認定の変更  
請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育  
支給認定保護者  
給付認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援  
有効期間  
助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理  
由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第 10 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっ  
ては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている  
支給認定子ども  
環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなけ  
ればならない。

（小学校等との連携）

第 11 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際



しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第 13 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育又教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育は特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者について法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号の規定により横浜市が定める額とし、特別利用教育を提供する

る場合にあつては同項第 3 号の規定により横浜市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額をいう。次基準額（法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める項において同じ。）の支払を受けるものとする。

基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合に

あつては同項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により  
算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用  
の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）  
をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定  
教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を  
図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教  
育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保  
育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支  
払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定  
教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲  
げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けること  
ができる。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用  
食事の提供に要する費用（法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小  
学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同  
項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に  
係る費用に限る。）

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子ど  
ものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保  
育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税  
所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるも  
のに対する副食の提供

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該  
当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認  
定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700 円（令第  
4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護  
者にあつては、77,101 円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子ど  
ものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前  
子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校  
の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをい  
う。以下イにおいて同じ。） が同一の世帯に 3 人以上いる場  
合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副  
食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該  
当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども  
又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び  
2 番目の年長者である者を除く。） である者

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該  
当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども  
（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。  
） である者

ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

（第 4 号省略）

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供さ  
れる便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用にお

いて通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給  
支給認定保  
護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育  
支給認定保  
給付認定保  
護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第 3 項及び第 4 項の金銭の支払を求め  
る際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給  
支給認定保  
護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明  
らかにするとともに、当該教育・保育給付認定保  
護者に対して説  
明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項  
の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によること  
を要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第 14 条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保  
育に係る施設型給付費 (法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。  
特例施設型給付費を含む。以下この項及  
以下この項、第 19 条及び第 36 条第 3 項において同じ。) の支給を  
び第 19 条  
受けた場合は、教育・保育給付認定保  
護者に対し、当該教育・保  
育給付認定保  
護者に係る施設型給付費の額を通知しなければなら  
ない。

2 特定教育・保育施設は、前条第 2 項の法定代理受領を行わない  
特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供  
した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事  
項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保  
護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

## 第 16 条 (第 1 項省略)

2 特定教育・保育施設（保育所を除く。）は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（この項の規定により評価又は外部の者による評価を受けることとなる特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(第 3 項省略)

(相談及び援助)

第 17 条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに認定子ども又はその保護者に係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 18 条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定子どもの保護者に関する市町村への通知)

第 19 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知

しなければならない。

( 運 営 規 程 )

第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

( 第 1 号 から 第 4 号 まで 省 略 )

- (5) 第 13 条 の 規 定 に よ り 教 育 ・ 保 育 給 付 認 定 保 護 者 か ら 支 払 を 受 支 給 認 定 保 護 者 か ら 受 領 す る 利 用 者 の 負 担 そ の 他 の  
ける 費用の種類、支払を求める理由及びその額

( 第 6 号 から 第 11 号 まで 省 略 )

( 勤 務 体 制 の 確 保 等 )

第 21 条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し支給認定子ども、適切な特定教育・保育を提供することができるよう職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

( 第 3 項 省 略 )

( 教育・保育給付認定子ども を 平 等 に 取 り 扱 う 原 則 )  
支給認定子ども

第 24 条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子ども  
もの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

( 虐 待 等 の 禁 止 )

第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ども  
支給認定子ども

に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 26 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園又は保育所に限る。）の長たる当該特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関し当該教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第 27 条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設においては、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第 28 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しよう

とする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、  
支給認定保護者  
その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することが  
できるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育  
の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(第 2 項省略)

(苦情解決)

第 30 条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関  
する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者そ  
支給認定子ども又は支給認定保護者  
の他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条におい  
当該支給認定子ども  
て「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速  
支給認定子ども等  
かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置  
その他の必要な措置を講じなければならない。

(第 2 項省略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する  
教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施す  
支給認定子ども等  
る事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、  
法第 14 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類  
その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員か  
らの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類そ  
の他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等から  
支給認定子ども等  
の苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村か  
ら指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要  
な改善を行わなければならない。

(第 5 項省略)



( 事故 発生 の 防止 及び 発生 時 の 対応 )

第 32 条 ( 第 1 項 省略 )

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

( 第 3 項 省略 )

- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

( 記録 の 整備 )

第 34 条 ( 第 1 項 省略 )

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 12 条 の 規定 による 特定教育・保育の提供  
に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項  
の記録

( 第 2 号 省略 )

- (3) 第 19 条 の 規定 による市町村への通知に係る記録  
に規定する

( 第 4 号 及び 第 5 号 省略 )

( 特別 利用 保育 の 基準 )

第 35 条 特定教育・保育施設 ( 保育所に限る。以下この条において同じ。 ) が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなけ

ればならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども  
支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども  
支給認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給  
付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費  
をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同項第 2 号」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」  
とするとあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

（特別利用教育の基準）

第 36 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において

- 同じ。) が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第 19 条第 1 項第 1 号」とあるのは「第 19 条第 1 項第 2 号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第 1 号又は第 2 号」と、「当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同項第 1 号」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、

第 13 条 第 2 項 中 「法 第 27 条 第 3 項 第 1 号 に 掲 げ る 額 」 と あ る の は 「法 第 28 条 第 2 項 第 3 号 の 内 閣 総 理 大 臣 が 定 め る 基 準 に よ り 算 定 し た 費 用 の 額 」 と 、 同 条 第 4 項 第 3 号 イ (ア) 中 「教 育 ・ 保 育 給 付 認 定 子 ども 」 と あ る の は 「教 育 ・ 保 育 給 付 認 定 子 ども (特 別 利 用 教 育 を 受 け る 者 を 含 む 。 ) 」 と 、 同 号 イ (イ) 中 「を 除 く 」 と あ る の は 「及 び 特 別 利 用 教 育 を 受 け る 者 を 除 く 」 と す る 。

( 利 用 定 員 )

第 37 条 特 定 地 域 型 保 育 事 業 ( 事 業 所 内 保 育 事 業 を 除 く 。 ) の の うち、家庭的保育事業にあってはそ  
の 利用定員 (法第 29 条 第 1 項 の 確 認 に お い て 定 め る も の に 限 る 。  
以下この章において同じ。 ) の 数 は、家庭的保育事業にあっては  
 ) の 数 を

1 人 以 上 5 人 以 下、小規模保育事業 A 型 (横 浜 市 家 庭 的 保 育 事 業  
等 の 設 備、運 営 等 の 基 準 に 関 す る 条 例 (平 成 26 年 9 月 横 浜 市 条 例  
第 47 号) 第 29 条 の 小 規 模 保 育 事 業 A 型 を い う 。 ) 及 び 小 規 模 保 育  
事 業 B 型 (同 条 例 第 32 条 第 1 項 の 小 規 模 保 育 事 業 B 型 を い う 。 )

に あ っ て は その 利用定員の 数 を 6 人 以 上 19 人 以 下、小規模保育事  
業 C 型 (同 条 例 第 34 条 の 小 規 模 保 育 事 業 C 型 を い う 。 ) に あ っ て  
は その 利用定員の 数 を 6 人 以 上 10 人 以 下、居 宅 訪 問 型 保 育 事 業 に  
あ っ て は その 利用定員の 数 を 1 人 と す る 。

( 第 2 項 省 略 )

( 内 容 及 び 手 続 の 説 明 及 び 同 意 )

第 38 条 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 は、特 定 地 域 型 保 育 の 提 供 の 開 始 に  
際 して は、あ ら か じ め、利 用 申 込 者 に 対 し、第 42 条 第 1 項 の 連 携  
施 設 の 種 類、名 称 及 び 連 携 協 力 の 概 要、第 46 条 の 運 営 規 程 の 概 要  
、職 員 の 勤 務 の 体 制、第 43 条 の 規 定 に よ り 支 払 を 受 け る 費 用 に 関  
利 用 者 の 負 担  
す る 事 項 そ の 他 の 利 用 申 込 者 の 保 育 の 選 択 に 資 す る と 認 め ら れ る

重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(第 2 項省略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から  
支給認定保護者

利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している 満 3 歳未満保育認定子ども (特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。) の総数が 支給認定子ども、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる 満 3 歳未満保育認定子どもが 支給認定子どもが 優先的に利用できるよう選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定による選考の方法をあらかじめ 教育・保育給付認定保護者 に明示した上で、選考を 支給認定保護者 行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る 満 3 歳未満保育認定子ども 支給認定子ども に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第 42 条第 1 項の連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の紹介その他の適切な措置を速やかに講

じなければならぬ。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第 40 条 (第 1 項省略)

- 2 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子ども  
法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学  
校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育  
事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項 (同法第 73 条第 1 項  
の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により市  
町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第 41 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっ  
ては、満 3 歳未満保育認定子ども  
支給認定子どもの心身の状況、その置かれてい  
る環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めな  
なければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第 42 条 特定地域型保育事業者 (居宅訪問型保育事業を行う者を除  
く。以下この項において同じ。) は、特定地域型保育が適正かつ  
確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよ  
う次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又  
は保育所 (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければ  
ならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保  
が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育  
事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている 満 3 歳未満保育認定子ども  
支給認定子ども  
もに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育

の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(第 2 号省略)

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども (事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあっては、第 37 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(第 2 項及び第 3 項省略)

- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満 3 歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満 3 歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第 43 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。)の支払において読み替えて準用する第 14 条において同じ。)を提供した際受けるものとする。

は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第 30 条第 2 項

- 第 2 号の規定により横浜市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第 3 号の規定により横浜市が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額をいう。用基準額（法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める次項において同じ。）の支払を受けるものとする。る基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特



定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受け取ることができる。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第 3 項及び第 4 項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第 46 条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（第 50 条において準用する第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

- (5) 第 43 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受け支給認定保護者から受領する利用者の負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(第 6 号から第 11 号まで省略)

(勤務体制の確保等)

第 47 条 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに対し、支給認定子どもし、適切な特定地域型保育を提供することができるよう特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満 3 歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(第 3 項省略)

(記録の整備)

第 49 条 (第 1 項省略)

2 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号省略)

(2) 次条において準用する第 12 条 の規定による特定地域型保育に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第 19 条 の規定による市町村への通知に係る記録

(第 4 号及び第 5 号省略)

(準用)

第 50 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条から第

19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもに  
第 14 条第 1 項中「施設型給付費（特例施  
ついて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保  
施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費（特例地域型保育給  
付認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以  
て」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の  
下この節において同じ。）について」と、第 12 条の見出し中「特  
定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第 14 条の見出  
し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条  
第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう  
。以下この項、第 19 条及び第 36 条第 3 項」とあるのは「地域型保  
育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この  
項及び第 19 条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育  
給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあ  
るのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付  
費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小  
 学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特  
 別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基  
 準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保  
 育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条  
 第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育  
給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用してい  
 る満 3 歳未満保育認定子ども  
 同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子

ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。40 条第 2 項を除く。）の規定を適用する）を、それぞれ含むものとして、この章（第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定を含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満

3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

給付認定子ども（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を  
ども  
提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる  
法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教  
支  
育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 37 条第 2 項の規  
給認定子ども  
定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型  
保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保  
育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ  
含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、  
含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、  
て、第 39 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」とあるのは「第 19 条  
第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育  
第 1 項第 2 号」と、「利用している同号」とあるのは「利用して  
・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 19  
いる同号又は同項第 3 号」と、第 40 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第  
条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保  
3 号」とあるのは「第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号  
育給付認定子ども（特定満 3 歳未満保育認定子どもに限る。）に  
係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中「  
法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項  
第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と  
、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事  
の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認  
定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子どもに係る第 13  
条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」  
とする。

附 則

（第 1 項省略）

（特定保育所に関する特例）

- 2 特定保育所（法附則第 6 条第 1 項の特定保育所をいう。以下同

じ。) が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、  
 第 13 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認  
 法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額（特定教育・  
 定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満  
 保育施設 当該特定教育・保育施設」と、「とし」  
 保育認定子ども（特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特  
 とあるのは「を」と、「とする。）をいう」とあるのは「をいう  
 定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保  
 育に限る。第 19 条において同じ。）を受ける者を除く。以下この  
 項において同じ。）」と、同条第 3 項中「額の支払を」とあるの  
 は「額の支払を、市長の同意を得て、」と、第 19 条中「施設型給  
 付費の支給」とあるのは「法附則第 6 条第 1 項の規定による委託  
 費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とし、第 6 条及び  
 第 7 条の規定は適用しない。

（第 3 項省略）

（施設型給付費等に関する経過措置）

- 4 特定教育・保育施設が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就  
 学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又  
 は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第 13 条第  
 1 項中「第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる」とあるのは「附則第 9 条  
 第 1 項第 1 号イの規定により横浜市が定める」と、「法第 28 条第  
 2 項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号ロ (i)」と、同条第 2 項中「  
 第 27 条第 3 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により  
 算定した費用の」とあるのは「附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定  
 する内閣総理大臣が定める基準により算定した」と、「をいい」  
 とあるのは「及び同号ロの規定により横浜市が定める額をいい」  
 と、「法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基  
 準により算定した費用の」とあるのは「同項第 2 号ロ (i) に規定す

る内閣総理大臣が定める基準により算定した」と、「を、」とあるのは「及び同号ロ(2)の規定により横浜市が定める額を、」とする。

- 5 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第 43 条第 1 項中「第 30 条第 2 項第 2 号」とあるのは「附則第 9 条第 1 項第 3 号イ(1)」と、同条第 2 項中「第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とあるのは「附則第 9 条第 1 項第 3 号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した」と、「を、」とあるのは「及び同号イ(2)の規定により横浜市が定める額を、」とする。

(連携施設に関する経過措置)

$\frac{4}{6}$  (本文省略)

$\frac{5}{7}$  (本文省略)